

長井水泳連盟規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本連盟は、長井水泳連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟は、事務所を長井市九野本 1, 2 3 5 - 1 長井市置賜生涯学習プラザ内に置く。

第 2 章 目 的

(目的)

第 3 条 本連盟は、水泳及び水泳競技の健全な普及・発展を図り、あわせて、長井市置賜生涯学習プラザの効果的・効率的運用を図ることにより、地域住民の健康・体力づくり活動を助長し、もって地域住民の心身の発達と地域の振興・発展、スポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 水泳及び水泳競技の普及に関する事業
- (2) 選手の強化・育成に関する事業
- (3) 水泳及び水泳競技に関する競技会の開催並びに運営支援に関する事業
- (4) 水泳競技に関する競技役員の養成事業
- (5) 水泳及び水泳競技に関する講習会の開催並びに指導者の養成事業
- (6) 水泳及び水泳競技に関する地域グループ・団体の育成
- (7) 水泳及び水泳競技に関する調査研究事業
- (8) 長井市置賜生涯学習プラザ屋内プールの管理運営に関する事業
- (9) 一般社団法人山形県水泳連盟に加盟し、その事業に関する事務を行うこと
- (10) 一般社団法人長井市スポーツ協会に加盟し、その事業に関する事務を行うこと
- (11) 前号各号に掲げるもののほか、本連盟の目的を達成するのに必要な事業

(令和 4 年 5 月 29 日改正)

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 本連盟は、水泳愛好者を会員とする。

(入会)

第6条 本連盟の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会に置いて定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が本連盟を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものと見なす。

- (1) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (2) 会員が正当な理由なく会費を一定期間滞納し、かつ催促に応じないとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) 本連盟の規約又は規則に違反したとき。
 - (2) 本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した会費及びその他の抛出金は、これを返却しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第11条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上18名以内
- (2) 監事2名
- (3) 顧問若干名
- (4) 参与若干名

2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を理事長とする。

(平成20年6月1日 改正)

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 会長・副会長・理事長は、理事会において理事の互選により決める。

- 3 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 4 参与は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長が事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会及び総会の議決に基づき日常の業務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計・財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計・財産状況及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要あるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。
- 6 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。また、自発的に会長に対し提言を呈することができる。会長は、この提言に応じ、適切な対応を行うものとする。
- 7 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は総会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前号の規程にかかわらず、前任者又は他の現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会において、それぞれの理事又は会員の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。
- 2 前項第2項の規程により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

- 第16条 役員の報酬は有給とすることができる。
2 役員の報酬は理事会の議決を得て、会長が定める。

第5章 会 議

(会議の種別)

- 第17条 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。
2 総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第18条 総会は、本連盟の最高の意志決定機関であって、会員を持って構成する。
2 理事会は、理事を持って構成する。

(会議の機能)

- 第19条 総会は、この規約の定めるもののほか、本連盟の運営に関する事項を議決する。
(1) 事業計画及び収支予算の決定
(2) 事業報告及び収支決算の承認
(3) 規約の変更
(4) 役員の選出
(5) その他必要と認めた事項
2 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会の付議すべき事項。
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(会議の開催)

- 第20条 通常総会は年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
(3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
(3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(会議の招集)

- 第21条 総会及び理事会は会長が招集する。

- 2 総会及び理事会を招集する場合は、日時・場所並びに審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。
- 3 第13条第5項第4号の規定による請求があった場合には、会長が速やかに招集しなければならない。

(会議の議長)

- 第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の定足数)

- 第23条 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 理事会は理事現在数の3分の1以上の出席をもって成立する。

(会議の議決)

- 第24条 総会の議事は、この規約の規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合には、議長は会員として議決に加わるを有しない。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

(会議の書面決議等)

- 第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものと見なす。

(会議の議事録)

- 第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数及び出席者名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 本連盟の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 補助金・交付金及び委託金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 会費収入
- (7) その他の収入

(資産の種類)

第 28 条 本連盟の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立に際し、基本財産として寄附された財産
- (2) 設立後基本財産として寄附された財産
- (3) 設立後、理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 29 条 本連盟の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。ただし、その用途及び管理の方法を指定して寄附された財産については、その指示に従わなければならない。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは、信託会社に信託し又は国公債等確実な有価証券にかえて保存しなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本連盟の目的達成上必要と認められる場合において、理事会の審議を得た上、総会において会員の 3 分の 2 以上の議決を得た後、その一部を処分し、又は担保に供することは、この限りでない。

(経費の支弁)

第 31 条 本連盟の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 32 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本連盟の事業計画書及び収支予算は、会長が作成し、理事会の審議を得て、総会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行う。

(事業報告並びに収支決算)

第34条 本連盟の事業計画書及び収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、理事会の審議を得て、監事の監査を得た上、総会に報告しなければならない。

(特別会計)

第35条 本連盟は、事業の遂行上必要あるときは、理事会の同意を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理区分として整理するものとする。

(収支差益の処分)

第36条 本連盟の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは理事会の議決を得て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 本連盟に第4条に定める事業を遂行するために専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の名称・目的・組織・その他必要な事項については、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第38条 本連盟に事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約は、総会において出席会員の4分の3以上の議決がなければ変更することができない。

(解散)

第40条 本連盟の解散は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本連盟の解散に伴い残余財産は、会員の4分の3以上の同意を得、本連盟と類似の目的を有する公共団体に寄附するものとする。

第10章 補 則

(細則)

第42条 本連盟の規約の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

付 則

第1条 この規則は、平成8年5月26日から施行する。

第2条 従前の長井市水泳連盟及び長井スイミングセンターの属した一切の権利は、本連盟設立と同時に本連盟が継承する。

第3条 この規則は、平成20年6月1日から施行する。

第4条 この規則は、令和4年5月29日から施行する。